

Weekly Report

第689号
令和5年3月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

本年4月施行の土地利用に関する民法改正

本年4月から土地等の利用に関する民法の改正が施行され、主に次のような見直し等が行われます。

◎土地・建物に特化した財産管理制度の創設……

調査を尽くしても所有者やその所在が知ることができない所有者不明土地・建物や、所有者の管理が適切に行われず他人の権利・法的利益を侵害する管理不全土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることで、その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらうことができるようになります。

◎共有制度の見直し……共有状態にある不動産など、共有物の利用や共有関係の解消をしやすい

するため、例えば、* 共有物に軽微な変更を加える場合に共有者全員の同意は不要となり、持分の過半数で決定できる、* 所在等が不明な共有者がいる不動産について、他の共有者は地方裁判所の決定を得て、その持分の取得や不動産全体を第三者

に譲渡できる、など見直しが行われます。

◎遺産分割に関する見直し……相続開始(被相続人の死亡)から10年を経過した後にする遺産分割は原則、個別の事情(生前贈与や療養看護等の特別の寄与など)を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分(又は遺言による指定相続分)によって画一的に行うこととされました。施行前に開始した相続についても適用されますが、既に10年経過している場合などは、施行から5年間の猶予期間があります。

◎相隣関係の見直し……隣地の所有者や所在が不明な場合などにおいて隣地を円滑・適正に使用できるように、隣地使用権やライフライン設備の設置・使用権、境界線を越える竹木の枝の切取りに関するルールの設備・見直しが行われます。

相続人が「準確定申告」を行う場合は

所得税の確定申告は通常、1年間の所得について翌年の2月16日から3月15日までの間に申告・納税をすることになっています。

ただし、確定申告をしなければいけない方(* 事業所得や不動産所得がある、* 給与収入が2千万円超、* 給与所得以外の所得が20万円超、など)が年の途中で亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税の手続を行う「準確定申告」が必要となります。

この準確定申告の期限は「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」となります。また、準確定申告書は被相続人が亡くなった当時の納税地の所轄税務署に提出します。

パスポート更新の電子申請が今月27日開始

旅券法の改正により、本年3月27日からパスポートの更新申請(残存有効期間が1年未満の場合など)がマイナポータルとマイナンバーカードを利用してオンラインでもできるようになり、受取時のみ窓口に行けばよいこととなります。

その他、* 査証欄(ビザページ)の増補の廃止、* パスポートの発行後6ヵ月以内に受領せずに失効し、5年以内に再度申請をする場合は手数料が通常より高くなる、などが実施されます。